

秩父市の高齢者のための施策

福祉部高齢者介護課 電話 25-5205(直通)
 吉田総合支所市民福祉課 電話 72-6082(直通)
 大滝総合支所市民福祉課 電話 55-0865(直通)
 荒川総合支所市民福祉課 電話 54-2116(直通)

(1) 高齢者等の介護支援

令和2年4月1日現在

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
ねたきり老人等手当	月額 10,000 円を年 3 回(4 月、8 月、12 月)本人もしくは介護者の指定口座に振り込みます。支給決定月から支給該当となります。	市内に住所を有し、65 歳以上で要介護 4～5 又はこれに準ずる状態もしくは重度の認知症の状態が 6 か月以上続いている方	高齢者介護課 市民福祉課
家族介護用品支給事業 (紙おむつ支給事業)	1 か月の支給限度内で毎月 20 日前後に委託業者が宅配(現物支給) 該当となった方は紙おむつ用ゴミ袋の支給があります。	市内に住所を有し、65 歳以上で要介護 4～5 又はこれに準ずる状態もしくは重度の認知症の状態が 6 か月以上続いている市民税非課税世帯に属する方	高齢者介護課 市民福祉課
ショートステイ事業	7 日以内の老人ホームへの入所措置を行います。 ※1 日 2,000 円の負担金がかかります。	市内に住所を有し、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な在宅の概ね 65 歳以上の高齢者(介護保険対象者以外の方)	高齢者介護課 市民福祉課

(2) 生きがい・社会参加・生活環境など

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
敬老入浴事業	入浴券を交付します。 ※一律年度 12 枚/人 (当該年度内であれば自由に利用可能) <u>※必ず本人確認書類を持参してください。</u>	市内に住所を有する 65 歳以上の方	高齢者介護課 市民福祉課
敬老マッサージ等事業	敬老マッサージ等利用券に記載されている鍼灸院等で利用できる利用券を交付します。 ※年度 2 枚交付 ※施術 1 回につき 1 枚利用可 (1 枚で 2,000 円の割引になります。) <u>※必ず本人確認書類を持参してください。</u>	市内に住所を有する 70 歳以上の方	高齢者介護課 市民福祉課
敬老祝金の支給	77 歳の方に 10,000 円 88 歳の方に 20,000 円 99 歳の方に 30,000 円	9 月 1 日を基準日として、秩父市に 1 年以上住民登録をしている 77 歳、88 歳、99 歳の方	高齢者介護課 市民福祉課
敬老会の開催	9 月から 10 月にかけて、旧秩父市は市と町会、吉田・大滝・荒川地区は市と社協の共催で敬老会を実施します。	市内に住所を有する 75 歳以上の方	高齢者介護課 市民福祉課
老人クラブへの助成	年に 1 回、各老人クラブの活動に助成金を交付します。	老人クラブの会員は概ね 60 歳以上	高齢者介護課 市民福祉課
ゲートボール大会の開催	市と老人クラブ連合会、ゲートボール協会の共催でゲートボール大会を実施します。 ◎秩父市福祉ゲートボール大会…6 月頃 ◎豊島区との親善ゲートボール大会…10 月頃	ゲートボール協会入会者及び参加申込した市民の方	高齢者介護課

緊急通報システム事業	緊急通報装置を設置し、緊急時に無線発信器を押すだけで消防署に通報します。(民生委員を通じて申請してください。) <u>※お薬手帳のコピー等、服用している薬が分かるものを添付してください。</u>	【無料】在宅のひとり暮らしで、身体上の慢性的な疾病等により日常生活を営む上で常時注意を要する概ね 65 歳以上の高齢者又は重度障がい者 【有料】特に身体的に緊急を要する病気等はないが、ひとり暮らし(昼間、夜間のみ独りになる方を含む)で不安を抱えている高齢者	高齢者介護課 市民福祉課
高齢者配食サービス事業	週 3 回まで昼食を 400 円で配布します。	自分で食事の支度をするのが困難な、概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は重度心身障がい者	高齢者介護課 市民福祉課
徘徊高齢者等探索システム事業	徘徊高齢者等に移動端末機を所持させ、現在位置の情報の入手、又はインターネット等により現在位置を探索します。	市内に住所を有する徘徊行動のある在宅の認知症高齢者、又は外出した際に帰宅することができない在宅の知的障がい者、知的障がい児及びその介護者等	高齢者介護課 市民福祉課
高齢者生きがいと居場所づくり事業	秩父市大滝老人福祉センターを交流拠点として、地域で支え合う体制を推進し、住みなれた地域で元気に暮らせる生活を続けられることを目的としています。 ・閉じこもり予防・健康づくり 詳しくは、事務所へお問い合わせください。	市内に住所を有する概ね 65 歳以上の方	秩父市社会福祉協議会大滝事務所 55-0847
あんしんサポートネット	一人で生活していくには不安がある方に安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺いお手伝いします。 ① 福祉サービスの利用援助 ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的金銭管理 ④ 書類等預かりサービス(不動産の権利証・契約書・通帳・実印など) <利用料金> ①②③ 1回1時間 1,200 円。以降 30 分毎に 400 円が加算されます。 ④ 基本料 2,000 円(1 年間)、利用料 500 円(1 か月)	高齢者や知的障がい、精神障がい者等	秩父市社会福祉協議会 22-1514
車椅子の貸し出し	市内に居住し居宅において生活する方に無料で 1 か月以内(延長可)	市内に居住し居宅において生活する方	障がい者福祉課 27-7331 秩父市社会福祉協議会 22-1514

成年後見制度	認知症高齢者や知的障がい者など判断能力の不十分な成年者の生活を守るため、本人の判断能力に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」が日常的な金銭管理や財産管理、法律面などのサポートを行う制度です。 本人や家族からの申立てによる「法定後見制度」と将来に備え本人があらかじめ任意後見人になってほしい人と任意契約を結ぶ「任意後見制度」があります。	認知症高齢者や知的障がい者などの判断能力の不十分な成年者	高齢者介護課 市民福祉課 包括支援センター
ハンディキャブ	利用する方の社会参加のために送迎サービスを行います。 ・利用回数 月 2 回 ・利用料 無料 ※詳細はお問い合わせください。	秩父市に在住で、障がい程度が重く、車椅子を利用している方及び寝たきりの高齢者の方 (同居家族が送迎できない場合に限る)	秩父市社会福祉協議会 22-1514
移送サービス事業	利用する方の社会参加のために送迎サービスを行います。 ・利用回数 月 1 回 ・利用料 市内 500 円 、 市外 1,000 円	旧大滝村及び旧荒川村の地域に在住で、公共交通機関を利用する事が困難な虚弱高齢者又は身体障がい者の方	大滝・荒川市民福祉課
秩父市ふれあいセンター	地域在宅福祉を積極的に推進し、高齢者及び障がいのある方々があらゆる人たちと交流しながら、健康・生きがいづくりと社会参加・社会復帰を果たすための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。	高齢者(概ね 60 歳以上の方) 障がい者(児) 福祉関係団体	ふれあいセンター 22-9132
秩父市老人福祉センター	高齢者に潤いと憩いの場を提供し、福祉の増進を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。 ※入浴料 1 回 100 円(65 歳以上、障がい者の方は無料)	高齢者(満 60 歳以上の方)及びその介護者 60 歳以上の者により構成される団体	溪流荘 22-7117 大滝 55-0847
秩父市福祉交流センター	高齢者、児童生徒及び地域のあらゆる人達の世代交流並びに福祉活動の場を提供し、ふれあい及び支えあいの心豊かな地域づくりを図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。 ※入浴料 1 回 100 円(65 歳以上、障がい者の方は無料)	高齢者(満 60 歳以上の方)及びその介護者 福祉関係団体	影森 25-2230 高篠 25-7001
秩父市高齢者憩いの家	高齢者に憩いの場を提供し、高齢者の福祉の増進を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。	高齢者(満 60 歳以上の方) 60 歳以上の者により構成される団体	高齢者憩いの家 22-0713
秩父市いきがいセンター	高齢者のいきがいづくりを目的に、介護予防を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。	市内に居住する 40 歳以上の方	いきがいセンター 25-3343
羊山センター	市民のみなさまの健康増進と教養の向上を願い“仲間づくり”の輪を広げ、憩いの場として楽しく過ごしていただくための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。	どなたでも利用できます。 60 歳以上、障がい者の方は無料	羊山センター 23-2325

秩父市シルバー人材センター	シルバー人材センターへ希望する職種の登録を行い、仕事の紹介と配分金の支払いを受けます。 ※職種分野 ◎サービス分野(観光案内、家事支援サービス) ◎技術分野(襖・障子・網戸の張替え、植木の手入れ、壁の塗替え・ペンキ塗り・大工仕事等) ◎専門技術分野(車の運転) ◎管理分野(施設管理、駐車場・駐輪場整理) ◎事務分野(一般事務、筆耕・受付業務) ◎折衝・外交分野(広報等の配布、検針・販売) ◎屋内外作業分野(草刈・除草作業、公園・トイレ清掃、工場製造補助・清掃等) ◎独自事業(竹細工人形制作、手作りまんじゅう販売)	概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方	秩父市シルバー人材センター 22-4454
高齢者相談支援センター	◎介護保険についての相談 ※居住地によって担当支援センターが異なります。 ●宮側町・番場町・道生町・中村町(一丁目・四丁目)・桜木町・金室町・永田町・柳田町・阿保町・大畑町・滝の上町・上宮地町・中宮地町・下宮地町・大宮(上宮地町・中宮地町・下宮地町)・相生町・大野原・黒谷 ・高齢者相談支援センターなかむら(老健うらら内) 電話 27-0251 ●日野田町・野坂町・大宮(日野田町・野坂町)・熊木町・上町・中町・本町・上野町・東町・中村町(二丁目・三丁目)・近戸町・別所 ・生協花の木ホーム高齢者相談支援センター(上町 1-12-11) 電話 25-2000 ●寺尾・蒔田・田村 ・ビッラ・ベッキア高齢者相談支援センター(ビッラ・ベッキア内) 電話 24-5870 ●山田・栃谷・定峰 ・秩父市社会福祉事業団高齢者相談支援センター(ほのぼのマイタウン内) 電話 22-6777 ●太田・伊古田・品沢・堀切・小柱・みどりが丘 ・太田高齢者相談支援センター(伊古田 288-6) 電話 62-0972 ●久那・上影森・下影森・浦山・和泉町 ・杏子苑高齢者相談支援センター(特養杏子苑内) 電話 25-1983 ●吉田地区……………白砂恵慈園高齢者相談支援センター(白砂恵慈園内) 電話 77-0099 ●大滝地区……………大滝・桜の園高齢者相談支援センター(大滝・桜の園内) 電話 54-2215 ●荒川地区……………荒川園高齢者相談支援センター(荒川園内) 電話 54-1500		高齢者相談支援センター

(3) 施設入所関係

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
養護老人ホーム	養護老人ホームへの措置入所を行います。	65 歳以上で家族から支援を受け ることができず、環境上、経済的 理由により、居宅での生活が困 難であると市長が認めた方	高齢者介護課 市民福祉課
高齢者生活支援ハウス	一定期間居住を提供し、各種相談、助言及び 緊急時の対応を行います。 ※収入に応じた利用料がかかります。(食費、 光熱水費などの日常生活費は自己負担) ・高齢者生活支援ハウス吉祥苑(上吉田) 定員 20 人 ・高齢者生活支援ハウス(吉田久長) 定員 10 人	市内に 10 年以上住所を有する 60 歳以上で、ひとり暮らし又は夫 婦のみの世帯に属し、家族から 援助を受けることが困難な方であ って、独立して生活することに不 安のある方 (入居要件) ① 市内に親族が居住していな い方又は親族から支援を受 けることができない方 ② 自炊のできる方 ③ 歩行、入浴、排せつ等全て において自立できる方。ただ し、夫婦の場合は、片方が介 助を要する状態であっても入 居することができる。	高齢者介護課 市民福祉課

(4) 相談総合窓口

内 容	名 称	住 所 電話番号	F A X
介護保険・高齢者福祉 全般に関すること	秩父市福祉部高齢者介護課	秩父市熊木町 8-15 25-5205(直通)	27-7336
	吉田総合支所市民福祉課	秩父市下吉田 6585-2 72-6082(直通)	77-1529
	大滝総合支所市民福祉課	秩父市大滝 4058 55-0865(直通)	55-0172
	荒川総合支所市民福祉課	秩父市荒川上田野 1734-6 54-2116(直通)	54-2334
	秩父地域包括支援センター	秩父市熊木町 8-15 22-2582(直通)	27-7336
	吉田地域包括支援センター	秩父市下吉田 6569-1(吉田保健 センター内) 77-1134(直通)	77-1138
	大滝荒川地域包括支援センター	秩父市荒川上田野 1734-6(荒川 支所内) 53-1014(直通)	54-2334
福祉サービスに関する こと	秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町 1-13-14 (秩父市福祉女性会館内) 22-1514	22-4815
成年後見制度に関する こと	秩父市簡易裁判所	秩父市上町 2-9-12 22-0226	25-2331
	権利擁護センター(埼玉県社会福祉協議会)	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1 階 048-822-1204	048-822-1406